

發學四三六號

昭和二十一年十月三日

文部省學校教育局長

師範學校長殿
青年師範學校長殿

1-2
71-2

文部省	/
-----	---

教職員の教育研究協議會新設に關する件
首題の件について今般別紙の通り地方長官宛通牒しこの會の健全を發達を期待してゐるから貴官に於てもあらゆる示唆と助言とによりつて御

協力願ひたい。

發學四三六號

昭和二十一年十月三十日

文部省學校教育局長

地方長官殿

教職員の教育研究協議會新設に關する件

教育の劃期的刷新の秋に當り米國教育使節團報告書の意向もあり教職員の自發的活動を促進し、これに方向を與へ積極的に協力出来るやうにとの意圖の下に今般新に左記のやうな趣旨の教育研究協議會を設置することを勧奨したいからこの趣旨御承知の上管下國民學校長、青年學校長、中等學校長等に示達せられこの會の健全な發達に御盡力を願ひたい。

記 一以下別紙一

記

一、學校教職員會は從來學校長司會の下に行はれ教育上の諸問題が研究協議せられ相當の成績を挙げつゝあるのであるが學校教育民主化促進の見地から之と別箇に學校長司會によらざる教職員の自主的な會合が作られ定期的に集會して教育上の諸問題を研究協議することが望ましい。この教職員會を教育研究協議會へ以下協議會と略稱する」と稱しその運營に關しては次の如き注意が必要である。

二、協議會は各學校單位に設け教職員自らに依る自らの再教育機關として新教育方針の徹底、教育内容及方法の刷新充實を圖ることを目的とする。

三、協議會は教職員各自が學術的、建設的な立場に於て自由に忌憚なく意見を交換し活潑に研究協議出来るやう運營せられること。即ち言論と研究の自由が尊重せられると共に責任の自覺と協同の精神とを以て民主的に運營せられること。

四、協議會は各學校の現職教員を以て會員とすること。

五、協議會の組織、研究題目の選定、司會者等については會員自ら協議決定すること。

六、協議會には學校長は参加しないが會員の希望ある時は特定の會議に加はることが出来る。

七、研究協議は夫々の學校に於て具體的な重要な教育上の問題を促へて科學的、實際的に行はれその結果が夫々の學校の父兄、兒童生徒の要望に應ずるやうであるべきこと。

八、協議會は概ね次のやうな事項につき研究協議すること。

1. 會員の研學修養

2. 教育關係法令通牒等の趣旨の検討とその學校への導入

3. 學校行事と兒童自治

4. 兒童生徒の必要に應ずる爲の教科課程、日課表、教材等の研究

5. 民主教育の原理と方法、科學的考査方法

6. 訓育、保健上の諸問題

7 児童、生徒、環境等の調査と生活指導

8 学校教育設備

9 社会教育

九 協議會は學校長の協力機關たるの本分に則り研究協議せる所に基き學校長に報告し或は有益な提案をなし學校長は之を尊重しつゝ自らの責任と權威とを以て學校の運営に當ること。

一〇 協議會はその研究協議した事項の中特に重要なものは文部省に上申すること。

學校長は必要と認むる時は之を地方廳に進達すること。

一一 協議會は或は研究部門別に他の教育諸會の事業と結合し、或は更に師範學校、青年師範學校をはじめ各専門學校、大學等の教職員、研究室とも連繋してその目的を達成するやう努めること。

改職員の教育研究勵義會設置について

教育の國朝的刷新の秋に當つて、文部省は學校教職員の自立的創造的活動を重み、先に示唆せられた本輔教育委員會の報告書の意向をも酌み、今回この日辰的活動を一層促進し、これに西向を與へ、これが健全なる發達を期する趣意の下に學校教職員の教育研究議會の設置を勵奨することとなつた。

此の教育研究議會は學校長の司會によらぬもので、從來國民學校、青年、中等學校等に於て學校長の聞く聲懇請會と併立して行はれあくまでも教職員の自主的自發的な議會である。各會が教育再建の熱意に基いて教育上の諸問題を自由活潑に研究議會し、其會の内容と方法との刷新を自らの手で、めて行がうとする兩はより自らが當む自らの再教育機關たると共に、その成果は所定の手順に従つて學校の學校長會面には勿論

地方學校は文部省に申請提出せられ、少る知能をあげて教育の刷新民主化の為に貢献されることを期待するものである。

